

◆ 利用者負担の軽減制度

○ 特定入所者介護サービス費の支給(介護保険施設を利用時の居住費と食費について)

介護保険施設に入所(短期入所)した場合には、介護サービス費用の自己負担分のほか、居住費(滞在費)、食費、日常生活費の全額が自己負担となりますが、居住費(滞在費)と食費については、申請により、「負担限度額認定」を受けることで、自己負担は次ページ表の負担限度額の金額となり、負担限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設などに支払われます。なお、令和7年8月から制度改正により、利用者負担段階の所得指標金額および多床室の室料負担が変更になります。

詳細につきましては、次ページ表をご確認ください。(令和7年7月までのものと令和7年8月以降のものと2つありますので、お間違いのないようご注意ください。)

● 対象となるサービス

施設入所(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)
短期入所(短期入所生活介護、短期入所療養介護)

● 申請に必要なもの

申請書、通帳等の写し(表紙を開いて金融機関等が記載されているページと申請から2か月以内の最終残高ページ)、定期預金や有価証券などの金額が確認できるもの、個人番号確認書類、本人及び代理人の身分確認書類

● 認定されるための要件

- ① 本人及び同一世帯の方全員が市民税非課税であること
- ② 本人の配偶者(別世帯も含む)が市民税非課税であること
- ③ 預貯金など合計額については下表参照

	第2段階	第3段階①	第3段階②
65歳以上 (第1号被保険者)	単身 650万円 以下 夫婦 1,650万円 以下	単身 550万円 以下 夫婦 1,550万円 以下	単身 500万円 以下 夫婦 1,500万円 以下
65歳未満 (第2号被保険者)	単身 1,000万円 以下 夫婦 2,000万円 以下		

○ 申請については介護高齢課 介護給付係まで ☎0154-31-4553

令和 7 年 7 月まで

《居住費(滞在費)・食費の負担限度額》

(日額：円)

対象者		利用者 負担段階	居住費(滞在費)						食費 ※ 3
			多床室 (相部屋)		従来型個室		ユニット型 個室の 多床室	ユニット 型個室	
			特養	老健 医療院	特養	老健 医療院			
生活保護受給者		世帯全員が市民税非課税者	第 1 段階	0	380	550	550	880	300 (300)
老齢福祉年金 受給者									
所得指標金額※1 が 80 万円以下の方	第 2 段階		430	480	550	550	880	390 (600)	
所得指標金額※1 が 80 万円超 120 万 円以下の方	第 3 段階①		430	880	1,370	1,370	1,370	650 (1,000)	
所得指標金額※1 が 120 万円超の方	第 3 段階②	430	880	1,370	1,370	1,370	1,360 (1,300)		
上記以外の方		第 4 段階	負担限度額なし(国が定める基準費用額は下記のとおりです)						
国が定める基準費用額			915	437	1,231	1,728	1,728	2,066	1,445

令和 7 年 8 月以降

《居住費(滞在費)・食費の負担限度額》

(日額：円)

対象者		利用者 負担段階	居住費(滞在費)						食費 ※ 3					
			多床室 (相部屋)			従来型個室		ユニット 型個室の 多床室		ユニット 型個室				
			特養	老健 医療院 (室料あり)	老健 医療院 (室料なし)	特養	老健 医療院							
生活保護受給者		世帯全員が市民税非課税者	第 1 段階	0			380	550	550	880	300 (300)			
老齢福祉年金 受給者				第 2 段階	430			480	550	550	880	390 (600)		
所得指標金額※1 が 80.9 万円以下の方					第 3 段階①	430			880	1,370	1,370	1,370	650 (1,000)	
所得指標金額※1 が 80.9 万円超 120 万 円以下の方						第 3 段階②	430			880	1,370	1,370	1,370	1,360 (1,300)
所得指標金額※1 が 120 万円超の方							430			880	1,370	1,370	1,370	1,370
上記以外の方		第 4 段階	負担限度額なし(国が定める基準費用額は下記のとおりです)											
国が定める基準費用額			915	697	437	1,231	1,728	1,728	2,066	1,445				

※1 所得指標金額

年金収入額(非課税年金含む)＋その他の合計所得金額(※2)－土地や建物の長・短期譲渡所得に係る特別控除

※2 その他の合計所得金額

合計所得金額から公的年金収入に係る雑所得を差し引いた金額

※3 ()内はショートステイ利用時の金額